

【資料 2】

マーケティングに基づいた SNS による情報発信事業業務委託仕様書

1 目的

県外在住の潜在的な観光客への情報発信が不足していることを踏まえ、Instagram の新規アカウントを立ち上げ、リール動画を中心に秋田ならではの観光コンテンツを投稿し、県外からの誘客を図ることを目的とする。

2 期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 本業務におけるターゲット

県外の幅広い層を基本としつつ、特に首都圏及び東北隣県の在住者をメインターゲットとする。

4 業務内容

(1) アカウントの立ち上げ及び企画

- ・新たな秋田県公式 Instagram アカウント（以下、「新アカウント」という。）の立ち上げに伴う開設作業を行うこと。
- ・アカウント運営の方向性や目的・目標、コンセプトの設定などのアカウント立ち上げに伴う企画業務を実施すること。

(2) インフルエンサー・クリエイターの選定、マネジメント及びレクチャー

- ・本県在住あるいはゆかりのあるインフルエンサー・クリエイター（以下、「インフルエンサー等」）を選定し、本業務に参画させること。
- ・「(3) 投稿制作支援」に参画するインフルエンサー等は、写真や動画素材収集の能力や、投稿コンテンツの質を重視して選定すること。
- ・「(4) 共同投稿」に参画するインフルエンサー等は、影響力や拡散力を重視して選定すること。
- ・(3) に参画するインフルエンサー等は、事業終了後も必要に応じて県と連携することを想定しているため、そのことを念頭に置いた人選とすること。

(3) 投稿制作支援

- ・新アカウントでの投稿支援（写真・動画素材収集や投稿コンテンツ制作）を行うこと。
- ・リールを中心に、Instagram の多様な投稿形式を活用し、情報発信を行うこと。なお、事業終了までの投稿本数は 20 本以上とする。
- ・収集した素材は、県が今後他の SNS やウェブサイト等で活用できるよう、必要な権利処理（使用許諾の取得等）を行ったうえで納品すること。ただし、時間的制約などの事情により、県と協議の上、受託者やインフルエンサー等が本業務以前から所有する素材や借用した素材を投稿に活用した場合はこの限りではない。

(4) 共同投稿

- ・インフルエンサー等の拡散力を活用するため、新アカウントとの共同投稿を実施すること。
- ・投稿本数は (3) とは別に 20 本以上とし、投稿コンテンツはインフルエンサー等が制作すること。

(5) 広告配信

- ・新規アカウントによる情報発信の効果を高めるため、広告配信を実施すること。
 - ・広告手法は、パートナーシップ広告により（４）の投稿を１０本程度二次利用することを想定しているが、より効果的な広告配信手法があれば提案すること。
- （６）職員レクチャー及び資料作成
- ・将来的に、県職員が自らあるいはインフルエンサー等と連携し、投稿を作成して情報発信ができるようになるためのレクチャーを行うこと。
 - ・併せて、Instagram 運用のノウハウをまとめた資料を作成し、納品すること。
- （７）分析報告
- ・月１回、投稿や広告などに関する分析と次の投稿に向けた改善案を作成し、県職員への説明ミーティングを開催すること。
 - ・業務終了後、業務全体の報告書を作成し、提出すること。
 - ・業務全体の報告書には、アカウントを今後県が自主的に運用していくための、『ターゲットとする地域・層（具体的なペルソナまで記載できることが望ましい。）』『推奨コンテンツ』に関する運用戦略の提案を記載すること。
- （８）KPI
- 次の指標を KPI とする。
- ・本業務委託終了時点のアカウントフォロワー数 2, 0 0 0 人
- （９）その他、受託者との協議の上で定める業務

5 契約に関する条件等

- （１）再委託等について
- ・受託者は、本業務のすべてを第三者に再委託し、または、請け負わせることはできない。
 - ・受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、制作の体系図及び工程表を事前に書面にて提出して委託者の承認を得ること。
 - ・受託者は、上記により、再委託する場合には、秋田県内に主たる営業所等を有するものの中から再委託先の相手方を選定するよう努めること。
- （２）業務の履行に関する措置
- ・県は本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。
 - ・受託者は当該要求があったときは、その内容に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から 1 0 日以内に書面で提出しなければならない。
- （３）権利の帰属等
- 本業務により制作された成果物の著作権（著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）第 2 7 条及び第 2 8 条の権利を含む。）は全て県に帰属することとし、撮影データ等を納品すること。ただし、疑義がある場合は、協議の上、定めるものとする。
- （４）機密の保持
- 受託者は本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示及び漏えいについて、善良なる管理者の注意をもってその情報を管理・保持すること。また、契約終了後も同様とする。
- （５）関係法令の遵守
- 受託者は本業務（再委託をした場合を含む。）を履行するうえで、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。万一問題が発生した場合は、受託者が責任を

持って対応すること。

(6) その他

この仕様書に定めのない事項については、協議の上、決定するものとする。